

春日井市雨水貯留浸透施設設置補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、公共用水域への雨水流出抑制及び雨水の有効利用を図るため、予算の範囲内で、雨水貯留施設、雨水浸透施設及び浄化槽転用施設（以下「雨水貯留浸透施設」という。）の設置者に対し補助金を交付することとし、その交付については春日井市補助金等に関する規則（昭和54年春日井市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 雨水貯留施設 雨樋を経て雨水を貯留するための新規で設置する貯留槽で別表第1に定める基準を満たしているものをいう。
- (2) 雨水浸透施設 雨樋等を経て雨水を地下に浸透させる柵で別表第1に定める基準を満たしているものをいう。
- (3) 浄化槽転用施設 公共下水道への接続や自宅の増改築等により不用となる浄化槽を雨水貯留施設に転用するもので別表第1に定める基準を満たしているものをいう。
- (4) 浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽をいう。
- (5) 設置工事等 設置工事及び改造工事をいう。
- (6) 設置工事 雨水貯留施設又は雨水浸透施設を新規で設置する工事をいう。
改造工事 既設の浄化槽を雨水貯留施設に転用するために行う次の工事をいう。
 - ア 浄化槽内部の清掃及び不用部品の撤去に係る工事
 - イ 仕切り板の穴あけ工事
 - ウ 雨水の集水及び排水に係る配管の取付工事

エ ポンプ及び水栓の設置に係る工事

(8) 1 宅地 同一の目的で利用される一団の土地をいう。

(補助事業)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、雨水貯留浸透施設の設置工事等とする。

(補助対象施設)

第4条 補助事業の対象となる施設は、雨水排水専用として春日井市内の敷地に設置する雨水貯留浸透施設とする。ただし、当該年度の申請は1宅地につき1回限りとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものについては、補助金の対象としない。

(1) 国、県及び他の地方公共団体並びに地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）による改正前の地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）附則第5条に規定する独立行政法人等が設置する施設

(2) 春日井市雨水流出抑制施設設置指導要綱（令和2年4月1日施行）第3条の規定により設置に係る指導の対象となる施設

(3) 特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）に規定する雨水浸透阻害行為のために必要となる施設

(4) この要綱に定める補助金以外の補助金を既に受けた又は移転補償金を受けることができる施設（ただし、合併処理浄化槽設置整備事業補助の改造工事前の施設に関するものは除く。）

(5) 民間開発業者等が売買等を目的として土地又は建築物に設置する施設

(補助対象者)

第5条 補助を申請することができる者（以下「補助事業者等」という。）は、市内に土地又は建築物を所有し、又は賃借し、雨水貯留浸透施設を設置する者とする。ただし、土地又は建築物を賃借している者は、その所有者からの同意

を必要とする。

(補助対象経費)

第6条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、雨水貯留浸透施設に係る材料費及び設置工事等の費用（消費税及び地方消費税を除く。）とする。ただし、雨水貯留浸透施設の設置工事等を申請者自ら行った場合は、材料費（人件費に類する支出を除く。）を補助対象経費とみなす。

(補助金の額等)

第7条 補助金の額は、1施設につき補助対象経費の2分の1の額とし、その上限の額は、別表第2のとおりとする。

2 前項に規定する額に、100円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

(申請の期日)

第8条 規則第3条に規定する申請の期日は、工事に着手する14日前までとする。

(申請書に添付すべき書類)

第9条 規則第3条第3号の規定により補助金交付申請書に添付すべき書類は、別表第3のとおりとする。

(必要な条件)

第10条 規則第4条第2項に規定する補助金等の交付の目的を達成するために必要な条件は、春日井市雨水貯留浸透施設設置補助金交付要綱を遵守することとする。

(申請の取下げのできる期間)

第11条 規則第5条第1項の規定により申請の取下げをできる期間は、交付決定通知を受けた日から10日以内とする。

(計画変更添付すべき書類)

第12条 規則第8条第1項の規定による計画変更は、補助事業等計画変更承認申請書に変更内容に関する書類を添えて提出しなければならない。

(工事の着手)

第13条 補助事業者等は、交付決定通知を受けた日から90日以内に設置工事等に着手しなければならない。

(実績報告)

第14条 規則第9条の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に別表第3に掲げる書類を添えて、補助事業完了日から14日以内又は当該年度の3月25日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

(検査)

第15条 補助事業者等は、実績報告書を提出した日から14日以内又は当該年度内のいずれか早い日までに市長の検査を受けなければならない。

(補助金の交付方法)

第16条 補助金は、規則第10条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後、補助事業者等の請求に基づいて交付するものとする。

(施設の維持管理等)

第17条 補助事業者等は、雨水貯留浸透施設の機能を良好に保つため、適正な管理を行うとともに、補修を要すると認められた場合は、速やかに適切な措置を講じなければならない。

2 雨水貯留浸透施設の設置工事等により損害等が生じた場合は、春日井市はその責任を負わないものとする。

(財産処分の制限)

第18条 補助金を交付された雨水貯留浸透施設は、設置工事等の完了後7年間は使用しなければならない。

(雑則)

第19条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(春日井市浄化槽転用雨水貯留施設設置補助金交付要綱の廃止)

2 春日井市浄化槽転用雨水貯留施設設置補助金交付要綱（平成17年4月1日施行）は、廃止する。

（経過措置）

3 改正後の春日井市雨水貯留浸透施設設置補助金交付要綱（以下「改正後の要綱」という。）の規定は、平成25年4月1日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

4 改正前の春日井市雨水貯留浸透施設設置補助金交付要綱の規定により交付された補助金は、改正後の要綱第16条の規定により交付されたものとみなす。

5 第2項による廃止前の春日井市浄化槽転用雨水貯留施設設置補助金交付要綱の規定により交付された補助金は、改正後の要綱第16条の規定により交付されたものとみなす。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。